

土砂災害時等の避難確保計画

施設の名称		
施設の所在地		
施設の用途		
連絡先	担当者：	
	電話：	FAX：

1 目的

における土砂災害時等避難確保計画は、土砂災害防止法の規定に基づき、（以下「施設」という。）における土砂災害等の被害から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

この避難確保計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

2 防災体制に関する事項

(1) 各班の任務と組織

施設の防災組織として、管理者を統括管理者とし、次の任務分担により組織活動を実施する。

統括管理者		
情報伝達班	役職・氏名	任務
	班長： 班員：	土砂災害予報 高齢者等避難・避難指示等の情報収集、関係者及び関係機関との調整、館内放送による利用者への周知
避難誘導班	役職・氏名	任務
	班長： 班員：	避難誘導の実施 未避難者、要救助者の確認 避難器具の設定や操作

(2) 土砂災害時の防災体制

土砂災害時には、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	台風接近が予想される場合 大雨が予想される場合	気象情報等の収集 統括管理者への情報の報告	情報伝達班 避難誘導班
警戒体制	高齢者等避難発令(吉野川市) 大雨警報(土砂災害)が発表された場合	気象情報等の収集 避難準備 周辺住民への事前協力依頼 使用する資機材の準備 避難に時間を要する人の避難 開始(高齢者等避難発令時)	全職員で対応
非常体制	避難指示発令(吉野川市) 土砂災害警戒情報発表 土砂災害の前兆現象を発見	気象情報等の情報収集 関係機関等への連絡・通報 避難誘導	全職員で対応

(3) 情報収集及び伝達

情報の伝達については、情報伝達班が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- ① 情報については、統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設関係者と情報共有を行う。
- ② 警戒体制の際、高齢者等避難が発出され避難を開始する際には、避難場所に本施設から避難する旨を連絡する。また、吉野川市防災対策課（0883-22-2235）へ連絡する。
- ③ 避難完了後、吉野川市防災対策課へ完了した旨を連絡する。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 徳島地方気象台ホームページ(http://www.jma-net.go.jp/tokushima/)
土砂災害警戒情報	インターネット(国土交通省:防災情報、徳島県:県土防災情報管理システム)、すだちくんメール
高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット 緊急速報メール

3 避難誘導に関する事項

(1) 避難誘導

- ・ 避難場所については、（ ）とする。
- ・ 避難場所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る。
- ・ 避難場所への避難については原則徒歩とし、避難誘導に際しては拡声器を使用し誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、吉野川市防災対策課と経路等について確認のうえ、実施する。

(2) 避難の確保を図るための設備等の配備

情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次のとおりとする。なお、これらの資機材については、日頃からその維持管理に努める。

活動の区分	使用する設備または資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員、利用者)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食料・水、防寒着、雨具、毛布

4 防災教育及び訓練

防災組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災にかかる研修を実施するとともに、年1回以上、防災組織を活用した避難訓練を実施する。